



武家嚴制錄續篇

三自一至

田

73  
6534  
11





卷之二

武家藏制派續卷之二目錄

一 正徳六丙申年五月十六日迄迄迄  
仰出山沙文云云二十ヶ條之事

卷之二

一 正徳六丙申年六月十日迄迄迄  
仰出山沙文云云二十ヶ條之事

卷之二

一 享保二丁酉年二月十日迄迄迄  
仰出山沙文云云二十ヶ條之事



卷之四

一 享保二丁酉年十二月より享保三戊戌年正月迄  
迄出教ヶ条ヶ事

卷之六

一 享保三戊戌年六月より同十月迄迄  
迄出教ヶ条ヶ事

卷之七

一 享保三戊戌年同十月より同四己亥年十二月迄  
迄出教ヶ条ヶ事

卷之八

享保五庚子年正月より十二月迄迄  
迄出教ヶ条ヶ事

卷之九

一 享保六辛丑年正月より同六月迄迄教ヶ条ヶ事

卷之十

一 享保六年七月より同十二月迄迄教ヶ条ヶ事

卷之十一

一 享保七年正月より同四月迄迄教ヶ条ヶ事

卷之十二

一 享保七年四月より同八月迄迄教ヶ条ヶ事



昭和十四年  
一月十九日  
購求

卷十二

一 享保七月丙子同日七月乙酉と救ヶ條事

卷十三

一 享保七年七月丙午同日十二月乙酉と救ヶ條事

卷十四

一 享保八年癸卯正月乙酉同日六月乙酉と救ヶ條事

卷十五

一 享保八年七月乙酉同日十二月乙酉と救ヶ條事

卷十六

卷之十七

一 享保十一年丙午二月乙酉同日十二月乙酉と救ヶ條事

卷之十八

一 享保十二年丁未四月乙酉同日十二月乙酉と救ヶ條事

卷之十九

一 享保十二年戊申四月乙酉同日六月乙酉と救ヶ條事

卷之二十

一 享保十二年九月乙酉同日四月乙酉年六月乙酉と救ヶ條事

卷之廿一

一 享保十四年六月十五日 庚戌年四月  
教ヶ條之表

卷之廿二

一 享保十五年四月十五日 亥年二月  
教ヶ條之表

武家嚴制源續幕卷之十一

正徳六丙申年分

二月九日 乃何沙控檢出仕之定

五月

二日 出仕

四日 万石以上

六日 不及出仕

六日 万石以下

右ノ通リ也

戸田山城守辰次郎之御書月寄書一 沙洞席

中不抄拙子速速速速已伏及今中川誤誤方  
此等一々成之云

六月二日

一 沙忌中の方款上物上り

一 沙中陰沙忌所り其也何一々款

六日午後款上物上り先在る國打四石以上  
方より款上りの上り各相傳り後何の款  
先下目録と合何の款

六月

為家沙様拙款上物

一 在江戸分々兩夜在國其分一夜了為款上事

一 付宛の上り沙松寺四石以上指方石以上沙平榮子此  
亦其玉為何款上

一 但侍流四石拾方石以上上り何款上

一 隨居之礼拾方石以上分在江戸在江大の供之款  
在物款一夜上り上事

一 國持嫡子之在在江戸在沙寺一夜沙松寺物款  
分史出之云々上事

一 在國在尾之向の何 沙様拙一夜史札上り  
筆上り

一 增上寺沙汰中末お法面何茂白松子着因  
名了とお中末の上

六月

右々松平伯耆守殿と旨江登 城高六月月松平  
石川守次江後中末守中子誠方集る

右堂裏上江着而

一 鉄炮

六挺

一 弓

六法

一 銃

十本

一 侍

六廿人程

一 是程 廿五程

右通上お名坊承合候にり今多中候に候に  
坐

六月

右中書月久世大和守棟方江御殿に留置候に  
法光御

五月五日

於増上寺沙汰中中下馬下候に元

一 参門久末承候并所本久布裏門に右谷川同坊  
与殿受根松平主税江御殿候に中末

一 系流し向し裏門の方へ御身被<sup>給</sup>お裏門二門内へ  
来<sup>給</sup>候と云ふ事

一 官坊有<sup>り</sup>向し出<sup>立</sup>候事

久大智度<sup>の</sup>事<sup>は</sup>古<sup>の</sup>事<sup>に</sup>似<sup>し</sup>て  
為<sup>り</sup>候<sup>事</sup>

六月六日

松平石見守

一 七日迄は<sup>り</sup>直<sup>に</sup>系<sup>の</sup>向<sup>し</sup>無<sup>事</sup>なり  
中<sup>に</sup>陪<sup>に</sup>候<sup>事</sup>

一 七日迄は<sup>り</sup>直<sup>に</sup>系<sup>の</sup>向<sup>し</sup>無<sup>事</sup>なり  
中<sup>に</sup>陪<sup>に</sup>候<sup>事</sup>

二 九日<sup>は</sup>何<sup>れ</sup>に<sup>も</sup>候<sup>事</sup>

六月

八日 江戸三系  
藩代元

九日 江戸三系  
藩代元

十日 江戸三系  
藩代元

十一日 江戸三系  
藩代元

一 江戸三系  
藩代元

六月六日

横田御中書

二 九日<sup>は</sup>何<sup>れ</sup>に<sup>も</sup>候<sup>事</sup>

十日

國持兵 四品已上



十二日 寺前庭に花見の婦人等共あり  
 十三日 同前庭に花見の婦人等共あり  
 十四日 法中寺の法務に法役人等あり

以上

河山城寺及び後之山に書あり本年一月月所之所  
 林、山通に足掛あり中川法務寺方山通にあり

六月九日

乃山城寺及び後之山に書あり本年二月月所之所  
 山通にあり乃山城寺方山通にあり

六月十一日

中川法務寺

横田備中書

お増と寺方於山法寺中相好あり

- 一 侍従堂 埋園に同下より一五寸
- 一 四品 埋園に外より一五寸
- 一 諸大夫 同下より四寸
- 一 布衣 同下より三寸
- 一 無衣 同下より二寸

一 今度於山上寺清法事之書方於種元同切の懐  
 胎并老衰、廿一、切信あり

清法寺中火元殿あり入意候。いふ解已と

六月

二九日何 清法寺元殿あり

六月

十五日

少及出仕

十六日

惣出仕

十七日

少及出仕

十八日

外候百石上

十九日

園持并四石上

いふ

いふ書付出戸のりていふ書付候。いふ同席ありていふ  
いふ各名横田備中書付候。いふいふいふ

六月四日

大目付

石山城古殿あり。いふ書付一層あり。いふ同列あり  
いふいふいふいふいふいふいふいふいふいふ

中川候あり

横田備中書

仙石丹波書

六月二日

清法寺送付書あり。いふいふいふ

いふいふの右別所書。いふいふいふいふいふいふいふいふ

一 帯海

一 羽掛張

一 元結

一 白布の白地の中程に紫竹はねの苗地に青い分竹を  
白はねの用いゝ承合身御簪をさしたる御簪付

一 白足袋用の中程に御簪をさしたる御簪付  
上寺よみおのゝ松東御簪を振るゝ事

系福の面日張し元

二月

十七日

此の家系法にてあり

十八日

諸大名の臺石の間に元結の婦子の御簪を

十九日

廿一日

廿二日

廿三日

廿四日

廿五日

此の家系法にてあり  
同編子御簪を  
芙蓉の臺石の間に元結の婦子の御簪を  
一皮の御簪を  
御簪をさしたる御簪付  
一皮の御簪を  
承合の御簪を

諸大名の臺石の間に元結の婦子の御簪を

一皮の御簪を

右の如く時と申す時と申す侍従の間に直筆四本法  
の如く物衣の如く御簪をさしたる御簪付  
白帷子の袴をさしたる御簪付  
承合の御簪を  
承合の御簪を

國司中... 乙月

石田山城... 乙月十九日

二九... 大月... 乙月十九日

乙月

女日... 女一日... 女二日... 諸書... 國持... 外...

女三日... 女四日... 女五日... 諸書... 國持... 外...

乙月... 大月... 諸書... 國持... 外...

五月... 諸書... 國持... 外...

五月

五月

为競

清穢短仕之免

廿七日

不及出仕

廿八日

出仕

廿九日

不及出仕

六月

一日

出仕

二日

不及出仕

三日

不及出仕

以上

坊上寺の奉詣之免

五月

廿九日

四品已上印板了不之

六月

初日

二日

清穢代衣之免奉詣之免

切子法衣兼同編子

法衣法衣法衣法衣法衣法衣

大方丈の布衣以上の法衣は法衣の下法衣は右に色上法衣

今日於殿中津川法衣等及右法衣等一月一色

右法衣の法衣等及右法衣等一月一色

五月廿八日

松平下御書

先

因持先布紙壹万石之表之象奇合并小普法之  
面之若似好音より何之やきそり言の由儀代元結元  
法元系 書取物乃諸役人清書元よりやきそり  
係者先二為三引の道

九月廿九日

今日於 涉城橋田傳中より取給り由書付字の  
心好き様よの係身おとすよ取在り  
己と

六月朔日

山口伊豆也

此由書付く有りて取在り并上河内書取 係身  
又書付く同取少紙 由通至一書付く由書取  
相取元取一有り係身己と

六月三日

大目付

此由 清枝垣出仕元

二月

子孫元系同編子 此書其者書同編

不及出仕

外取書付

清之由 清枝垣出仕元

四日

五日

六日

七日

八日 出仕  
 九日 出仕  
 十日 出仕  
 十一日 出仕  
 十二日 出仕  
 十三日 出仕  
 十四日 出仕  
 十五日 出仕  
 十六日 出仕  
 十七日 出仕  
 十八日 出仕  
 十九日 出仕  
 二十日 出仕  
 二十一日 出仕  
 二十二日 出仕  
 二十三日 出仕  
 二十四日 出仕  
 二十五日 出仕  
 二十六日 出仕  
 二十七日 出仕  
 二十八日 出仕  
 二十九日 出仕  
 三十日 出仕

清徳代名徳名并認書印法相印法没人名番危  
 子跡旧後白目皇皇とてきそのてしりて

六月三日

清徳代名徳名并認書印法相印法没人名番危  
 三種二石 三拾万石以上  
 二種二石 拾万石以上  
 二種壹石 五万石以上  
 同以 拾万石以上

右之通り事々女言明六つ中時より四時迄角石  
 教々在困在所し高地より高地へ

以仗礼祝儀一筆云々

井上河内守及由後... 列一... 仁石丹波...

六月九日

大目付

近年供方... 清代... 用...

六月

世書付井河内守... 同席... 六月

月光院... 之財... 月光院...

竹姫君... 一...



武家徽制録續篇卷之二

来日廿三日紅葉山 津重屋其下右航

津泰訪各列西勤之其言在尤以病之来  
之分也外相清り其示也其の中川流海也其  
一言行敏の以同多少抄紙之其以通在且状為其  
在流海也其以通して其の事也

六月十九日

此以書月七日由子字甚不何多(以通在)其以通

六月十九日

松原石又弓

清代語西禮之卷

*[Faint bleed-through text from the reverse side of the page]*

六月

廿六日 正月吉日 出仕入

廿七日 同日 出仕入

廿八日 同日 大同朝

おし通しおん坊の清き刀馬代下り款々

但共清き刀款々美先をとお解通し

三日共五時揃ひて

款日二日之清礼も直衣袴衣大紋布衣素袴て

着用の

三日め之清礼も長袴名用二め之

一 在國在取の面々心谷代之使者元日清禮之氣初而  
二日清礼之氣二日め奉始之通清太刀可之誠上  
尤之者素服之着

但在府之病氣言出仕難兼面之是又

初日二日め之面心史去清太刀之

一 萬石以上之隠居致屋位在在取又之在府之

病氣之面心史去清太刀馬代之

一 萬石以上之決り史去三子石以上之在取又之清後不

之立之面之且之病氣之面心史去清太刀之

一 萬石以上之面之不及也 城献上物若同

一 清礼亭と云面々同日高礼祝儀乞申若年寄申  
らうお世にをふ道合に扱つて心遣い  
右に通つてお解のこと

六月廿一日

は清書身と云うお通を井河内ち及て伝書に書  
をいしは同席ふ所扱に此通をいし出来いを  
流し申入出答者松年不兄ち方いしは伝書に書

六月廿二日

多保元申七月四日

清書院所番改出此性銀書改其銀申へ大久保

長つち申在るに希懸るに若年寄列座に草  
銀改之面々所番者角申入中い自介所番居之  
月入入申このまにい懸る銀改に伝方番改申も  
同役い扱におん坊いしは海所此法共遠い  
所為にも不直い銀改の一銀五十人角に書る  
お改番改申也之是番可お勤い 申用い像を  
番改銀改之候統り申流し申に正懸るを

是

一 之反法固巡見強り 伝方固法為城端番  
用い事

- 一 人馬家敷改之之事
- 一 赤糸巾之亦人馬必定之通法賃機之亦中之滞  
 居物
- 一 何方成元分位大父老花御者法相一切之為用  
 但業内之去入之亦其功のあり事
- 一 掃除木の為之用は但有来山之掃極不自由  
 之亦之者あり事
- 一 泊るゝ宿亦他るホマ之用の花前小を新観小  
 他に中居敷の事
- 一 固色之面之泊るゝホマはきこあ大夏心其如く相場

一 賣買之此賣物是之と新之直販之可賣事

己二

申七月

是

- 一 宿之冬々々表替之用い古々不苦事
- 一 湯敷雪塩蒸之の老成法かろくつら致事
- 一 鹽扱扱鍋釜古々大不苦の若々之変りろく
- 一 宿も多々一き家一村之軒法之まの寺之家  
 又者村宿も不苦事
- 一 其は之を賣物銀より進呈りゆり係致事



一 茂光等之通一わの目限者返らざる事  
 一 史の生一清史口献上一言一也今度造大初  
 一 万石以上の賤一書一且又在府一も病來一分一  
 一 會一清禮一日以仕者清太一の如一く一  
 一 素被一着了  
 一 幼女一會一者三日一以史者清太一の如一く一  
 一 者半袴一着了  
 一 糸石一以下清太一夫一三石一以上一在下一又一  
 一 在面一其外病氣一分三日一以史者一  
 一 糸石一以上一隱存一私及一  
 一 埤一在府一在

在四才三日以出者清太一の如一く一四一  
 一 史者一在袴一之下者半袴一有着用  
 一 清禮一と一付老中一若年一寄中一と相見一  
 一 右一在可一解一也一

八月七日

井上河内守殿の波に  
 一 一也一在在之れ一以一其言一者母波一  
 一 大目付

来一才一在東叡山同女一之目増上  
 一 清史一

八月十一日  
八月十二日  
八月十三日  
八月十四日  
八月十五日  
八月十六日  
八月十七日  
八月十八日  
八月十九日  
八月二十日  
八月二十一日  
八月二十二日  
八月二十三日  
八月二十四日  
八月二十五日  
八月二十六日  
八月二十七日  
八月二十八日  
八月二十九日  
八月三十日

八月十一日  
八月十二日  
八月十三日  
八月十四日  
八月十五日  
八月十六日  
八月十七日  
八月十八日  
八月十九日  
八月二十日  
八月二十一日  
八月二十二日  
八月二十三日  
八月二十四日  
八月二十五日  
八月二十六日  
八月二十七日  
八月二十八日  
八月二十九日  
八月三十日

八月十一日  
八月十二日  
八月十三日  
八月十四日  
八月十五日  
八月十六日  
八月十七日  
八月十八日  
八月十九日  
八月二十日  
八月二十一日  
八月二十二日  
八月二十三日  
八月二十四日  
八月二十五日  
八月二十六日  
八月二十七日  
八月二十八日  
八月二十九日  
八月三十日

八月十一日  
八月十二日  
八月十三日  
八月十四日  
八月十五日  
八月十六日  
八月十七日  
八月十八日  
八月十九日  
八月二十日  
八月二十一日  
八月二十二日  
八月二十三日  
八月二十四日  
八月二十五日  
八月二十六日  
八月二十七日  
八月二十八日  
八月二十九日  
八月三十日

船橋南、合、先、地、通、糸、船、橋、中、面、  
う、つ、ね、ま、り、の、と

八月

来、れ、廿、二、日、増、上、寺  
方丈、上、の、掛、好、列、以、如、  
好、列、以、如、  
下、後、進、山、已、と

八月廿日

大同舟四人

將軍 宣下、お、所、以、祝、儀、以、禮

八月

廿六日

神日

廿七日

二日、の

廿八日

三日、の

廿日、限、出、禮、中、上、方、  
先、車、  
五、半、時、始

八月十九日

信上寺、  
成、以、各、行、列、由、起、  
山、日、星、





由成是回得て子越方上望し高水坊坊上より方  
丈下の居越

一 湯成由逆舟舟由曲福し内より有く穴是右

麦山一書南書ハ行列以及内勤保そ越山年々

明名流致書方より其ハ

一 由供持し列所也合し後者前七ッ付也向高

同役し内より君より其ハ且上

八月十九日  
又目付四人

一 夜瘡麻疹水瘡病人者病人二九  
七種後病名而石より

一 夜瘡病人とある下日より三十五、過し此立  
以て其出二つある

麻疹水瘡病人二番湯掛し内より其ハ可也

夜瘡麻疹水瘡病人者二番湯掛し内より其ハ可也

夜瘡麻疹水瘡病人者二番湯掛し内より其ハ可也

但病家麻疹者病不流し、及至重日

棟之者も者病、少流し丸、至重日

尚醫治夜瘡麻疹水瘡、病家に見也瘡

伝、あ、と、者、尚、目、見、至、重、日、より、不、在

至重日、通二九

長福林清舟不しき通一は是又清本丸  
後しふ及き通し

位 七福林清本丸のり 乃旨

尚目通し共由元は好く色もては也

戊八月

覺

一 万石以上之西一做知

清本丸 清朱印と下舟の朽木及郊外掃石付

色江さてと改名は 信守子

一 清代より清判物 清朱印は持て如して

清判物 清朱印字と若添迷くお由人清本丸

物名(上中下)とてある色は勿偏固形は村言は信林

向う兼下 清朱印をいふくは成しころ 固形

向村兼細本注西人 可ら渡りし

一 清か増相願或は以勢い面或は由物清朱印より

相願知合し勿し直方趣具 申注五人とて

至し

右亦一は相願御本西人 申家合の上

申九月

増本 有章院前 清仙殿より名燈の籠り

上寸深水、夜去去、三年、通、  
右来年二月上旬迄、四年、  
柳、  
己上

九月

大車、九月、  
水渡、

今月、  
内、

歷、  
青、

以

一、  
下、

下、  
通、  
柳、  
馬、

一、  
通、  
柳、

一、  
車、  
馬、

者、  
通、  
柳、

申、  
上、

武家嚴制歸續編卷之二  
享保二丁丙年分

二月

朔日

表向五斗付所

二日

日

三日

表向五斗付所

此書付下田山塚書屋後之米名手名越名  
内同席一七通達之有之也伏中取通並一檢田  
傷中よりてらをいの上

土月亦九日

大目付

一 本古上坐の位 而冬宿る大故其本傷く  
而後其子の動く如く 宗子言ふ也其本中事  
りあり

一 此供持し刻限中爾を交りて事。七つ時以同位  
しゆへい向ふ事一内初をて事

一 初列由動て事。名は此の。已存若くは後出生  
いて是又丹波人との位あり

平井三六

大目付

事廿四増上寺の位 而冬宿る大故其本傷  
本卷一の初列由動て事。名は此の。已存若くは後出生

延喜式

一 此供持し刻限中爾を交りて事。七つ時以同位

在り内初をて事

一 初列由動て事。名は此の。已存若くは後出生

付ゆ中仙名丹波人との位

一 初列由動て事。名は此の。已存若くは後出生

りて是又丹波人との位あり

二月

大目付

は度出火有屋敷敷焼く向し由福も内左殿  
と定る事其位一と定り其れも其れなり

国おしり...  
造る...  
二月

光

三月...  
四月...

石...  
二月...

大目付

四月...

傳...  
西...

三月十日

大目付

武家備法度

文武忠孝と勵し可之れ義事

一 冬勤交代は毎年で出以定し村倉迄共

一 自敷之奇の整ふ

一 人馬具木多限は在し

一 新兒は傳郭梅菅笠林心は在城一階墨

石壁不從據し其を遂に力以て文を子孫

傳つた下の先記の修傳

一 企新兒結流業成相約の私關不新流は

留米林ふり

一 江戸尾何國よと石壁に父有しなりと根少

多集在國一軍其而をり下先と可也

何と臨行刑殺後去ふと出与て推使した

大

一 喧花口痛りか道徳私に傳備為禁し其は

子細有し其違奉行所て其其名不依何る令

一 其換者其替人より重く其本主し臨  
いよのさおぬり

附有し軍の百姓併備して其死を後

合の備と方世成と保言不し其出

可又ある

一 国主様主一カスハとを習并法を力持物以れ

ふて然婚姻物とる能し於能強也其年

其年の信相事

一 音信賜答嫁娶し其式成り答返其意

其他亦不為り一用儉約其世益



道具をなすに及ぶるを

一 衣裳の類に白綾白綾の御已上許し白紬  
許すに及ぶるに及ぶる事

附後者堂し不致を附一言信細布本線

一 細布本線其外、  
一方に布本線を用事

一 兼興<sup>興</sup>六門に應く國主成主一万石以上并國大名

息成主及侍従已上、婦子或は年五以上許し  
傳醫者出處共申おし事

一 養子、同姓お熟し者を撰充し

おのゝゝ由供を正し存生し、  
上七歳以下し字及申物降及喜子吟味し上  
立し惟終の傳字節目表して候ふ事

付殉死に候跡を制禁事

一 先初と不務法庵沙法、國郡ふこと裏幕道  
詠津馬橋舟本云防絶のし性事

付荷船、外大舟ハ如先規停し

一 諸國散在し寺社領後古至今附來し不  
及し勿論新地、寺社建立跡を停止し若  
云候子細有し者進言し不交指圖

一 萬事應江戶之法度於國之中心為行事  
右條之望下書之為家代之潤色之取之可  
改正仍用之和法也

享保二年三月十日

有章院極沙一周忌

沙法事

四月

廿三日 初日

廿五日 中日

廿七日 終日

増上寺之拜禮之席

侍從已上 埋國之内志もより一五日同

四品 埋國之内上より一五日同

法大次 埋國之内中より四五日同

布衣 同 中より三日同

云友 同 中より二五日同

心工

於増上寺之法事の中馬に乗る者

一 老門之矢事跡并斤町本戸之内裏山を北谷川

一 用防古屋受松平主統政屋受振より下馬

- 一 参詣之儀、裏門より方丈、源興院裏門庫裏門、  
卯より中堂へ奉
- 一 宿防有之儀、卯より方丈家来りて遊し

以上

二月

- 一 今度於坊より沙汰より長弟初陸元之内幼弟  
懐胎并充養と女一切信し
- 一 沙汰事申上之儀、女ありて入る振り申渡し

以上

二月

是

- 一 沙汰の中、合内寄合より延り
- 一 沙汰事申上儀、相承礼り亦及相し

以上

是

- 一 寺方石以上之儀、由香奠、献とて、女共慰斗同書務  
多知六時表、由門毎に、或本堂上のり献し
- 一 寺方石以下三子以上之儀、女共慰斗同書務  
由時より九時迄、由裏門より、或本堂上可  
はお編

一 此印の面は丈草の懸斗目と稱す九寸より八寸まで  
 一 内裏門海に指越す丈下らね納る  
 一 右に連ぬ月形日字紋のものあり

先

一 表の裏門の内(圓)指大者よりふも侍四人披若  
 指そ人系履は三人の戸口人令介でなるを角も一  
 兩より高き義符をうも持てるを連ぬ侍介又若  
 一切侍の富坊より向うにさぬ所は侍  
 已上

伊香真秋と先

- 一 白銀三十枚 六十万石以上
- 一 同 二十枚 三十万石から十九万石
- 一 同 拾枚 十萬石から九萬石
- 一 同 八枚 五萬石から九萬九千石
- 一 同 七枚 三萬石から四萬九千石
- 一 同 五枚 三拾萬石以上嫡子
- 一 同 三枚 十萬石以上嫡子
- 一 一萬石以上二枚或は一枚

望

四月

廿一日

其方心之... 諸大名嫡子  
長袴... 糸指...

廿四日

即譜代... 長袴... 糸指...

廿六日

高家... 長袴... 糸指...

廿七日

長袴... 糸指...

右... 九... 糸指...

同... 糸指...

長... 糸指...

糸指...

糸指...

糸指...

一... 糸指...

糸指...

糸指...

一 亥夜に面を去り翌二日巳時務に六束二為糸扱

四月

一 歩法事申お凍出桂を留し青紙より後来月  
朔日二日あり日在存する斗うを紙と龍を  
方このう焼くこと

四月

一 来女九日坊正寺にむね花 歩法事申お凍  
斗うはあり紙と龍を  
何代修者中焼方このう焼くこと

一本堂上は出扱のり本

一 引列の物に紙の方この紙を本を何者の中  
紙扱出扱のり本

一 御成の意節大の紙番のり本出扱のり本  
其意の各々の紙番のり本  
出扱通一の紙中この紙又各々の紙を意紙扱  
のり本

一 出扱のり本引列のり本後出扱のり本其意節中  
この紙を扱

一 出扱のり本扱のり本

四月

- 一 伊波の付本月言台比東帯りおる紅葉  
山より地 伊社冬山法水産い
- 一 右より帯領り切列由勤之御出節の事  
方より名なりて其疾必思てらるるあし中を  
之方或是斗由是事付より或西方より
- 一 後種より度より後、寛永七年宮二月に  
海内心付りて事
- 一 大い番出の事尚書服種より出りて事  
是亦由名よりて事逐出思てらるる事

- 一 也州より切列由の候も由事より海申より事作  
切列由揚り場所并出候揚り列限に候
- 一 伊社冬山日限より作由より日七う時海申より事  
より合より候也州由水産明廿九日七時より事  
備中守宛り由事一の事候りて

四月廿八日

大目付

明三目紅葉山、海に揚り 伊社春より事作由  
御申九、由揚り列由産より事作由より南山陣より候  
より候也州由水産より事作由より中海申より宛り  
由事一の事候りて

六月廿八日

完

一 筑地及び蒲田後築八州より寛政五年に

信州の築地は筑地改改に相付て之を左圖に

他総裁権は多く出細とありしと云ふ事及び

向由に私版方、月方切を免れを建筑地

う、其後早速筑地改改に相付て之を左

江戸より筑地迄は之を又之を改改に相付

江戸より十町の間に擁はるる一切の筑地

是より中記の上

一 大田 但猪麻根多く出細とありしと云ふ事

百姓及び築地は其を筑地改改に相付て之

左圖に

一 関八州の如く國の筑地改改は幾年沈文并括

出するに事不及其儀は左樣に之を板之由に

私版寺社版其の急度平付事

右に逐つるに之を左圖に

寛政二年五月

完

おん

平



右の中より後... 右の所... 内...  
年号... 誰

- 一 右之...  
一 ...  
一 ...  
一 ...

山岡曲...

六月廿七日

山岡...

宛

武藏 相摸 上野 中野 安房 上総  
 下総 常陸  
 大八洲... 寺社... 快炮... 不...  
 ...  
 ...  
 ...  
 ...



川者不立形令... 行考... 山下... 右越國... 而... 西... 好氏... 名... 也

西... 月... 光

- 一 百姓地... 年... 拍... 也... 教... 母... 有... 山... 種... 師...
- 一 障... 門... 也... 拍... 也... 也... 也... 也... 也... 也...
- 一 事... 也... 也... 也... 也... 也... 也... 也... 也...
- 一 拂... 也... 也... 也... 也... 也... 也... 也... 也...
- 一 在... 也... 也... 也... 也... 也... 也... 也... 也...

是... 難... 成... 子... 洞... 也... 也... 也... 也... 也... 也... 也... 也...

- 一 年... 首... 地... 也... 也... 也... 也... 也... 也... 也... 也...
- 一 也... 也... 也... 也... 也... 也... 也... 也... 也... 也... 也... 也... 也...
- 一 也... 也... 也... 也... 也... 也... 也... 也... 也... 也... 也... 也... 也...
- 一 也... 也... 也... 也... 也... 也... 也... 也... 也... 也... 也... 也... 也...
- 一 也... 也... 也... 也... 也... 也... 也... 也... 也... 也... 也... 也... 也...

元一園に不若の致住居は此園に在りて其の  
少なる事

一 但下庭に下格の草を多しとて其の  
致は草を多しとて庭に之を自物に致

庭に掃草

一 陪居の人町令拍や去りて其の地を陪居の  
主人より他人町令拍支配するに其の拍を  
其の拍を去りて吟味の上其の園に之を  
一 園に掃草は其の拍を去りて其の地を陪居の  
主人より他人町令拍支配するに其の拍を

其の拍を去りて其の地を陪居の主人より  
他人町令拍支配するに其の拍を

園に掃草は不及の事

一 寺に右姓の拍に及りて其の同前山事

一 右拍の中より其の拍に及りて其の同前山事  
其の拍の中より其の拍に及りて其の同前山事  
其の拍の中より其の拍に及りて其の同前山事

西十月

光

右拍の中より其の拍に及りて其の同前山事  
其の拍の中より其の拍に及りて其の同前山事  
其の拍の中より其の拍に及りて其の同前山事

居内て家一軒り苗生て圍て不吾少海の  
圍を至る候に或は名家の所に出る事  
是れ圍にしろし難候に仕共上圍の廣狭に  
火中し知り候に扱ふべく候に  
家早し申す候に防の事も圍と一返に在り  
候に早し申す候に圍は横田内中にも田  
所候も候に本所太馬山圍も在り候と  
是れ圍に事候に上

酉 十月 免

増火消に候に火元一と候に或は火元二  
所候に是れ候に同月日候に或は  
河内守候に防の事候に  
候に或は防の事候に或は火元  
候に或は防の事候に或は火元  
防に申す事候に或は防の事候に  
防の事候に或は防の事候に  
防の事候に或は防の事候に

十二月十四日

免

一 咸亨之為也... 老中... 若年... 一... 咸... 咸...  
一 大... 若... 咸... 咸... 咸...  
一 年... 咸... 咸... 咸... 咸...  
一 咸... 咸... 咸... 咸... 咸...

附... 咸... 咸... 咸... 咸...  
一 咸... 咸... 咸... 咸... 咸...

右... 咸... 咸... 咸... 咸...  
咸... 咸... 咸... 咸... 咸...

十二月

一 為... 咸... 咸... 咸... 咸...

月... 咸... 咸... 咸... 咸...  
在... 咸... 咸... 咸... 咸...

一 咸... 咸... 咸... 咸... 咸...  
咸... 咸... 咸... 咸... 咸...

一 咸... 咸... 咸... 咸... 咸...  
咸... 咸... 咸... 咸... 咸...

一 咸... 咸... 咸... 咸... 咸...  
咸... 咸... 咸... 咸... 咸...

一 咸... 咸... 咸... 咸... 咸...  
咸... 咸... 咸... 咸... 咸...

- 一 此法拘二主人一下レ浴二夫レ不レ可レ止レ法レ觸レ色レ在レ中一
- 一 此法レ及レ足レ行レ色レ中一此法レ及レ色レ行レ色レ中一
- 一 此法レ及レ色レ行レ色レ中一此法レ及レ色レ行レ色レ中一
- 一 此法レ及レ色レ行レ色レ中一此法レ及レ色レ行レ色レ中一
- 一 此法レ及レ色レ行レ色レ中一此法レ及レ色レ行レ色レ中一
- 一 此法レ及レ色レ行レ色レ中一此法レ及レ色レ行レ色レ中一
- 一 此法レ及レ色レ行レ色レ中一此法レ及レ色レ行レ色レ中一
- 一 此法レ及レ色レ行レ色レ中一此法レ及レ色レ行レ色レ中一

- 一 此道レ及レ色レ行レ色レ中一此法レ及レ色レ行レ色レ中一
- 一 此道レ及レ色レ行レ色レ中一此法レ及レ色レ行レ色レ中一
- 一 此道レ及レ色レ行レ色レ中一此法レ及レ色レ行レ色レ中一
- 一 此道レ及レ色レ行レ色レ中一此法レ及レ色レ行レ色レ中一
- 一 此道レ及レ色レ行レ色レ中一此法レ及レ色レ行レ色レ中一
- 一 此道レ及レ色レ行レ色レ中一此法レ及レ色レ行レ色レ中一
- 一 此道レ及レ色レ行レ色レ中一此法レ及レ色レ行レ色レ中一
- 一 此道レ及レ色レ行レ色レ中一此法レ及レ色レ行レ色レ中一

三月廿日

Handwritten text in a cursive style, likely a letter or a record, spanning across the right page. The text is mostly illegible due to fading and bleed-through from the reverse side.

文政五年辛巳二月二十八日寫竟

淺見忠和藤田延元常見真節古屋惟明



